

会 議 録

会議名(審議会等名)	第2回小金井市男女平等推進審議会(平成28年度第1回)	
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室	
開催日時	平成28年5月26日(木) 午後2時～午後4時15分	
開催場所	前原暫定集会施設B会議室	
出席者	委員	佐藤百合子委員(会長)、遠座知恵委員(副会長)、浦野知美委員、 小野寺千鶴子委員、神田正美委員、瀨上ゆき委員、濱野智徳委員、 日野絵里子委員、本川交委員
	事務局	企画財政部長 天野 建司
		企画財政部男女共同参画担当課長 秋葉美苗子
		企画政策課男女共同参画室主任 岩田幸一
	コンサルタント会社研究員	
欠席者	宮浦委員	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者	1名	
会議次第	別紙のとおり	
会議結果	別紙会議録のとおり	
提出資料	別紙のとおり	

第2回小金井市男女平等推進審議会（平成28年度第1回）

平成28年5月26日（木）

1 開会

【佐藤会長】 皆さん、こんにちは。お時間になりましたので、第2回小金井市男女平等推進審議会を始めさせていただきます。

会議に先立ち、会長から委員の皆様をお願いいたします。事務局から、記録作成上の必要から、発言の際、お名前を名乗っていただきご発言を始めていただくようお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

男女平等基本条例第31条第2項では、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができることになっております。定足数10名のうち9名出席ですので、これで会議を開催できるということになります。

それでは、次第をごらんください。本日は、報告事項と議題、これについて審議会を開催することにいたします。

まず、報告事項4点。2点の資料が提出されています。資料1と2ですね。平成28年度企画政策課男女共同参画室事業一覧、小金井市男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための市職員意識調査結果のまとめです。これは資料が全部1つにまとまっておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。1枚目が資料1、2枚目と3枚目が資料2になっております。加えて、参考資料として、「小金井しあわせプラン」（第4次小金井市基本構想・後期基本計画）、「小金井市人口ビジョン 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要版」、それから「小金井市特定事業主行動計画」があります。

報告事項4件は、市の人事異動について、平成28年度企画政策課男女共同参画室事業について、意識調査、それから、市の関連計画についてご報告いただきます。

その次、議題です。議題は、（仮称）第5次男女共同参画行動計画の策定についてということで、計画策定にあたっての基本的な考え方について、それから、市民懇談会・パブリックコメントについて、ご審議をいただきたいと思います。資料は3から7までの5点です。資料3は、「計画策定にあたって」という、改定のポイントを書いたものですね。それが14ページまでありまして、15ページから、資料4、第6期小金井市男女平等推進審議会における意識調査・提言案について、17ページ、市民懇談会の開催時期と内容

について、それから19ページ、小金井市市民参加条例（抜粋）と、21ページ、小金井市市民参加条例施行規則（抜粋）とございます。

前期の審議会での審議内容も確認しながら、基本的な考え方について皆さんのお考えを伺いながら決めてまいりたいと思います。それから、もう1つ、イにあります、市民懇談会・パブリックコメントについてですが、前回、市民懇談会あるいはパブリックコメントの実施についてのご意見がありましたので、事務局より資料を提出いただきました。市民懇談会をどのような形で開催していくか、皆さんにお考えを伺いたいと思います。

皆さんから特段のご意見がなければ、このように進行したいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤会長】 資料に不足などはございませんか。

それでは、審議会を進めてまいりたいと思います。

2 報告事項

（1）市の人事異動について

【佐藤会長】 まず、報告事項からということですので、初めに、市の人事異動について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（秋葉）】 市の人事異動によりまして、平成28年4月1日付で企画財政部長が天野企画財政部長に、組織改正によりまして、私、秋葉が、企画政策課長補佐から男女共同参画担当課長にかわりましたので、ご報告とご挨拶をさせていただきます。

では、まず部長からお願いします。

【事務局（天野）】 4月から参りました企画財政部長の天野です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（秋葉）】 改めまして、男女共同参画担当課長となりました秋葉です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、引き続き、男女共同参画室、岩田が事務局を務めさせていただきます。それから、今年度、計画策定に当たりましてコンサルタント研究員をきょうは同席させていただいております。2名同席させていただいておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

人事異動につきましては、以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。それでは、天野企画財政部長、よろしくお願いいたします。

【事務局（天野）】 よろしく申し上げます。

【佐藤会長】 それから、コンサルタントの研究員の方も、よろしくお願いいたします。

（２）平成２８年度企画政策課男女共同参画室事業について

【佐藤会長】 それでは、平成２８年度企画政策課男女共同参画室事業について、事務局から資料１についてご説明をお願いいたします。

【事務局（秋葉）】 資料１をごらんください。平成２８年度企画政策課男女共同参画室事業一覧でございます。今年度の事業につきまして、ご説明させていただきます。

まず、項番１番、市民参加による事業でございます。例年行っている事業となります。ひとつはこがねいパレットです。こちらは、本市の目指す男女共同参画社会実現に向け、いろいろな方々との交流を目途として、公募市民による実行委員会形式で開催しております。例年１１月中旬を予定しております。今年度実行委員は、女性１０名の応募がありまして、現在、企画についていろいろご検討いただいているところでございます。

次に、情報誌「かたらい」でございますが、９月と３月の年２回の発行を予定しております。こちらにも公募市民の編集委員の皆さんに、企画、取材、執筆、編集と参加いただいております。現在、編集委員は、男性１名、女性３名の計４名で活動いただいております。こちらの審議会の佐藤会長、濱野委員も「かたらい」編集委員としてご協力いただいております。ありがとうございます。

秋号発行に向け、取材等行っただいております。「かたらい」編集委員は活動期間が２年となっております。今年１０月には改選予定でございます。市報等で募集してまいりますが、もしお知り合いの方でご興味のある方がいらっしゃいましたら、お声がけなどいただければと思います。

続きまして、項番２でございます。女性総合相談は、平成２５年度より回数を増やしまして年４７回実施しております。専門の女性カウンセラーが週１回、お１人１時間弱で３名の枠になりますが、相談業務を行っております。相談内容に応じまして、関係機関と連携して問題解決に向け対応しております。

項番３です。再就職支援講座です。こちらは平成２２年度から東京しごとセンター多摩との共催事業で行っており、今年は１０月中旬に開催を予定しております。

項番4、配偶者暴力・ストーカー被害者に対する個人情報保護の支援措置でございます。これは、加害者が被害者に対する各種証明書類を取り寄せたことにより、被害者住所がわかってしまったというような事件がございました。そういったことのないように、被害者住所がわからないような個人情報を保護するというものでございまして、関係課と連携をとりながら行っているところでございます。

項番5、DV防止啓発パネル展でございます。こちらは全国的な運動の、女性に対する暴力をなくす運動週間が11月12日から25日の間に行われまして、それに合わせ市役所第二庁舎入りロビーで毎年実施しているところでございます。

項番6、多摩3市男女共同参画推進共同研究会事業になります。こちらは、平成25年度から3年間、小金井市、狛江市、国立市の3市で男女共同参画施策の共同研究会を発足しまして、研究している事業でございます。引き続き、最長2年間、助成金を活用しまして事業実施が可能となりましたので、2分の1の助成を受けまして、今年度、新事業として取り扱っていきたいということでございます。

例年実施しておりました男女共同参画シンポジウム事業をこの研究会の事業と位置づけまして、例年6月に開催しておりましたものを、今年は1月下旬に変更し、また、場所を小金井宮地楽器ホール小ホールで行うなど、レベルアップして実施するものでございます。

そのほかに、昨年、3市市民の交流会も行いました。この交流会や、啓発冊子・啓発物品の作成も予定しております。市をまたぎまして広域連携で取り組める機会は大変貴重ですので、行政のみならず3市市民の皆さんの交流を通じて、さらなる啓発に努めてまいりたいと思っております。

項番7、広報を通じた周知・啓発についてでございます。市報の中の「みんなのひろば」というコーナーがございます。このコーナーで記載内容を掲載し、ホームページ等でも随時、啓発を行っております。

裏面になりますが、項番8でございます。事業を行うに当たりまして、男女平等都市宣言、男女平等基本条例の周知に努めているところでございます。

項番9でございます。印刷物を通じた情報提供です。

成人式の配付物を通じまして、男女平等について啓発をしております。

また、DV相談緊急連絡先広報カードは、庁舎内の女子トイレや第二庁舎入り口に設置しております。また、市内の医師会などを通じまして各医院にお配りしたり、関係団体にもお配りして周知に努めているところでございます。

「DVを知らなきゃDVをなくせない」、「ENJOY子育て 忙しいパパのための子育てTIPS」も、3市で作成しまして配布しております。昨年つくりました「ENJOY子育て 忙しいパパのための子育てTIPS」につきましては、関係団体の協力を得まして、子育てイベントで配布いただくなど、広く活用いただいております。もちろん庁舎でも配布しているほか、ホームページでも掲載しております。

項番10(1)、苦情処理窓口及び苦情処理委員です。男女平等苦情処理については、市の施策に男女の不平等があったとか、または、市民の日常生活の中で性別による差別的な扱いを受けた際に、男女共同参画室のほうへお申し出いただき、必要に応じて苦情処理委員の方に対応していただくという制度でございます。委員の方はお2人で、条例規則により男女1名ずつと定められております。

(2)の、国内研修事業参加補助の事業は、市民の方が男女共同参画に関する講演や研修に参加されたときの交通費や参加費等の一部を補助するといった事業でございます。

(3)、緊急一時保護施設運営費補助の事業でございます。こちらは、DV等の被害者保護のための民間シェルター等に、運営費の補助ということで補助金をお出ししている制度でございます。

以上、男女共同参画室の事業についてご説明させていただきました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明にご質問それからご意見がありましたら、お願いいたします。

私、よろしいですか。東京しごとセンター多摩との共催事業を10月にやるということですね。ここに入ってるのもそうですか。

【事務局(秋葉)】 こちらの「ママインターンプロジェクト」というのは、全く別な事業でございます。また後ほどご案内します。

【佐藤会長】 わかりました。それからもう1つ、配偶者暴力・ストーカー被害者って、この間、小金井でも事件が起きましたけれども、警察との連絡はどういうふうになっていきますか。

【事務局(秋葉)】 男女共同参画室がDV関係に関しましては一次的な、初めの窓口ということで周知させていただいておりますので、もし相談事案がございましたときには、緊急性等を判断しまして、緊急的ということであれば、もちろん小金井警察と連携をしまして対応に当たっているところでございます。

【佐藤会長】 わかりました。

ほかにございませんか。

【瀬上委員】 6番の、多摩3市男女共同参画推進共同研究会の事業で、(1)の研究テーマによる講演会が、「例年の男女共同参画シンポジウムに替えて実施」と書いてあるんですけども、今までも3市の共同の講演会とか、講演とあわせて映画会とか、毎年あったので、替えてというか、両方合わせてということですか。

【事務局(秋葉)】 これまでやってきました3年間の研究活動は、助成金で全てを賄っていたんですけども、研究を2年延長できるということではあるんですが、2分の1の助成をもってということになりますので、2分の1は市で予算化をして研究を続けていくということになります。ですので、男女共同参画シンポジウムという事業ではなくて、多摩3市の研究会事業として講演会を、場所を大きなところに替えて行うということです。

【瀬上委員】 じゃあ、6月にやっていたシンポジウムの予算を3市合同の講演会とかにあわせてやるということですか……。

【事務局(秋葉)】 そういうことになります。

【佐藤会長】 そうすると、今年からですね。

【事務局(秋葉)】 そうですね。

【佐藤会長】 そうすると、予算を、シンポジウムはちょっと休んでこれに充てたいというようなことを一言入れていただければ、もう少しわかりやすかったかなという感じはいたします。

【事務局(秋葉)】 そうですね、すみませんでした。

【佐藤会長】 ほかにございませんか。

【浦野委員】 10番、その他の(3)、緊急一時保護施設というのは、具体的にはDVからの？

【事務局(秋葉)】 そうですね。DV等の被害者保護のために、民間団体でやっていらっしゃるシェルター、運営している団体に補助金をお出ししているということになります。

【浦野委員】 具体的に何カ所ぐらいとかは、あるいは、どのぐらいの金額かということはおわかりになりますか。

【事務局(秋葉)】 金額は10万円になります。具体的な施設数は今、正確には申し上げられないんですが、幾つかの、施設を運営している団体ということになります。

【浦野委員】 わかりました。ありがとうございます。

【日野委員】 9番の、印刷物を通じた情報提供ということで、(1)の「新成人のみなさんへ」(成人式配付物)ってあるんですけども、こちらの内容というのは具体的にどのようなものでしょうか。

【事務局(秋葉)】 こちらは、「新成人のみなさんへ」ということで成人式にお配りさせていただいています。私どもの男女共同参画室だけではなくて、新成人向けですので、例えば、選挙ということで、選挙に行きましょうとか、消費者相談とか、成人したならばこういったことが必要になってまいりますよというようなことを、関係課と合わせた印刷物ということで作成しております。その一部に、男女共同参画室の啓発分も載せているということになります。

【佐藤会長】 じゃあ、この「新成人のみなさんへ」というのは、取りまとめて、男女共同参画室で冊子にしていらっしゃるということですか。いろんなところから集めてということで解釈してよろしいですか。

【事務局(秋葉)】 これは、関連する課が4課ございまして、その4課で年ごとに持ち回りで担当しております。

【濱野委員】 こちらの参考資料の「小金井しあわせプラン」では、35ページのところで、(仮称)男女平等推進センターの整備について検討しますということが載っているんですけども、こちらはことしの事業計画の中には入れなくても大丈夫でしょうか。

【事務局(秋葉)】 検討していくという、内部での研究ということですので、市民の皆さんがかかわる事業ということではないので、事業一覧には掲載しておりません。

【濱野委員】 わかりました。

【本川委員】 6番の多摩3市、小金井市・狛江市・国立市と、今年で何年目になるのでしょうか。

【事務局(秋葉)】 研究会ですか。

【本川委員】 研究会、はい。何か、これを出発するときの経緯のようなことはあるのでしょうか。

【事務局(秋葉)】 多摩3市の研究会は、平成25年度から、当初は3年間をめどに研究を行うということで発足いたしました。ですので、平成25年から始めております。なぜこの3市だったのかということなんですが、今、センター整備の話も出ましたが、この3市の共通点としては、人口規模等もありますけれども、いずれもセンターを持っていない市でございまして、男女共同参画施策を広げていくのに各市、課題を抱えているとい

うことで、この3市が集まりまして研究会を発足したということでございます。

【本川委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 よろしいですか。それでは、これ以上質問がないということですので、これは報告ということで、終わりにいたします。ご苦労さまでした。

(3) 男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための市職員意識調査結果について（平成27年度実施）

【佐藤会長】 それでは、男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための市職員意識調査の結果について、これは平成27年度実施したものですけれども、資料2について事務局からご説明いただければと思います。

【事務局（秋葉）】 報告書に関しましては、事前資料として配付させていただきました。本日お持ちいただいているかと思います。市民の意識調査と市職員意識調査と両方をお送りさせていただいております。

まず、各報告書をごらんいただきますと、構成についてですけれども、初めに、調査のまとめとしまして概要を掲載しております。市民意識調査では7ページのところになります。このところに項目全体のまとめを掲載させていただきました。調査の詳細については、設問の上に特徴的な結果を表記しております。例えば、市民意識調査の19ページですけれども、家事に携わる時間ということでお伺いした項目に関して、網かけの部分で、こういう結果が出ていますということをお見せできるように表示させていただいております。

それから、各分析につきましては、これまでご審議いただきましたご意見を反映しまして分析しております。市民意識調査では、全体と性別のほか、年代別、就労別、婚姻状況別など、それぞれ項目によって含んでおります。また、経年比較や国の調査結果との比較については、囲んで表記しまして、わかりやすいようにという工夫をしております。市職員意識調査では、職層を、管理職、一般職、非常勤嘱託職員の3層に区分して分析をしております。

では、調査結果を現計画の4つの目標に沿って、簡単ですがご説明をいたします。資料2の3ページをごらんください。

調査の概要はこちらのとおりでございます。市民意識調査は、有効回収率43.7%ということで、前回よりも上がっております。職員意識調査も、有効回収率75.2%と

いうことで、若干ですが前回より上がっております。

1番、男女平等意識についてでございます。各分野の男女平等観を聞いたものをページ87から92で示しておりますが、「男女平等である」が5割を超えるのは「学校教育の場」のみとなっております。「男性優遇」は「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で7割台、「職場」や「社会全体として」で6割台と多くなっております。また、「男性優遇」はいずれの項目でも女性のほうが多く、平等感には男女差があらわれているという状況です。全体として、前回調査の結果と大きな変化は見られなかったですけれども、市民の中では依然として「男性優遇」の社会だという感じ方は変わっていないと言えます。

それから、ワーク・ライフ・バランスの実現というところで、幾つか、こちらに載せさせていただきます。また読んでいただければと思います。1日当たりの家事に携わる時間などは、平日は、女性では「3時間以上」が約4割、男性では「1時間以上」が2割、「まったく関わっていない」も2割台となっております。就労状況や共働き状況で見ても大きな違いはなく、女性が家事に多くの時間を割いていることがわかったところでございます。

先に進ませていただきまして、資料の4ページ、黒丸が職員意識調査の結果ですけれども、希望する役職といったものがございまして、「係長職」が2割台、「主任職」と「管理職」が1割台となっております。また、女性では、「特に昇進したいと思わない」が半数を超えている状況です。

上級職を望まない理由としては、「魅力を感じない」が51.2%で最も多く、以下、「自分の能力に不安」が49.1%、「家庭との両立が難しい」、「責任が重くなる」が3割台で続いております。また、女性では、「家庭との両立が難しい」が男性より多く、男性では、「魅力を感じない」が女性より多く挙げられておりました。

少し飛ばしまして、人権尊重・暴力防止のところでございます。DVの被害経験でございますが、「まったくない」が7割以上、「被害の経験」では、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が1割程度となっております。「被害経験あり」は女性で18.3%、前回調査とほぼ変わらない状況となっております。なお、国の調査では、女性の被害経験は23.7%でありますので、市の結果はそれよりは少ないということでございます。

女性のDV被害における相談経験は20.3%で、前回は30.8%で、減少しております。相談しなかった理由としては、「相談しても無駄だと思った」が残念ながら増加して

いる状況でございます。

それから、6ページでございますが、4、推進のための仕組みづくりということで、市の施策・取り組みの認知状況についてお載せしております。報告書では93～97ページになりますが、「知っている」はいずれも1割未満となっております。「聞いたことがある」を合わせた「認知」で見ると、「男女平等都市宣言」、「不平等や差別に対する苦情・相談窓口」、公民館で実施のものです。「男女共同参画講座」、「こがねいパレット」は2割台。一方、「知らない」は多くの項目で7割以上となっております。前回と比較しても、認知は微増から横ばいにとどまっているものが増えてきています。

施策要望でございますが、「女性が働きやすい環境づくりの促進」と「子育て支援策の充実」の2項目が6割台で多くとなっております。このほかでは、「女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実」と「学校で平等意識を育てる教育の充実」が4割台で続いております。前回調査から大きな違いはありません。

職員意識調査でも、「子育て支援策の充実」と「女性が働きやすい環境づくりの促進」が6割前後で多く、市民要望と共通認識となっております。

最後、職員意識調査のほうで、日ごろ心がけていることでございますが、「市民との接遇において、性差別的な用語に気をつける」、「市民との接遇において、男女によって対応に差をつけない」というのが6割台で多く、男女によって差はございませんでした。

詳しくは、報告書をごらんください。以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

事務局の説明にご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。これ、すごく膨大ですので、いきなり言われてもなかなか、事前にいただいても全部読み込むことは難しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【日野委員】 市民意識調査の回収結果ということで、有効回収率が43.7%というのは、パッと見たとき、私、低いなって思ったんですけども、それでも上がったということで、市民にまだ意識が浸透していないのか、あと、周知の仕方がちょっと甘いというのか。これも、職員の場合は郵送とかではないと書いてあるんですけども、お金もかかっているものですし、今後もこういうのが続くのであれば、もうちょっと改革しないといけないのかなという気がしました。

【事務局（秋葉）】 前回の調査の回収率が、28.9%でした。第6期の審議会の皆様からも、これはちょっと上げていかななくてはいけないということで、調査をやりま

う周知をよくすることと、何の調査が来たかわかるようにちゃんとメッセージを出すようにというようなことのご意見をいただきまして、今回の場合は、市報への周知と、それから、カラー封筒にしたり、始めの、お願いをする文章のところに、こういうことを市では目指しています、こういうための調査ですのでご協力くださいというような、ご意見をいただきながら工夫をしてきたところでございます。

43.7%ということで、この数字にしていくためにも、お礼状の、はがきをお送りさせていただきました。お忘れの方はぜひお答えください、お答えいただいている方はありがとうございましたというようなことで、お礼と督促を兼ねたはがきを郵送しまして、その結果が43.7%ということで、市で行っているほかの調査と比較しましても、そんなに今回は低くなかったかなと思っているんですけども、確かに、もっともっと答えていただきたいなということで、今後も努力していきたいと思っております。

【日野委員】 ありがとうございます。わかりやすく、改善しているというのがすごく伝わったんですけども、市報に載せるということは大きいと思います。あと、去年、冊子をいただいたもので、資料1の2ページ目に書いてあります、9の印刷物を通じた情報提供で、(4)のイの「ENJOY子育て 忙しいパパのための子育てTIPS」というのを読ませていただいたんですけども、3市の皆さんでわかりやすく考えて、パッと見て、誰でもすぐに読めてわかりやすい育児本だなと思ったんですね。薄いし、軽いので、こういうのも一緒に次回同封されると、よりわかりやすいかなという気がしました。

【事務局（秋葉）】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 行政の調査として43.7%というのは多いほうです。大体30%以下です。厚生労働省など80%というところもありますけれども、一般的にやる調査はもっと低いですね。だから、私も調査をいろいろとやりますけれども、ほとんど1割とか2割、そういう感じですか。ですから、今回すごく、よく努力していただいて、もう5割近くなったというのは、私としては、え？こんなに上がったのっていう感じで、すごく努力なされたなという感じがいたします。

それと、もう1つ、この間も申し上げたんですけども、年代別の人口をつけていただいたほうが良いということをお願いしたはずですけども、それが入っていません。調査の2,000人選ぶというのは、いろんな地区の人口と年齢を合わせて調査していると思うんですけども、やっぱり、それがないと、結果がどういうふうに読めるかということについて、異なるところもあるのではないかなと思いますので、後でも結構ですから、人

口構成を、載せていただければと思います。次回のときに出していただければ結構です。よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

【浦野委員】 事前に送っていただいたピンクの冊子を途中まで読んでいたんですけども、32ページにちょうど、一般的に女性が仕事を持つことについての考え方という分析が載っていて、非常に興味深いなと思ったのは、女性の30代、まさに子育て現役世代の意見が突出しているんですね、「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」という。それがやっぱり現実的な、お母さんたちの声なんじゃないかなというのをすごく感じて、興味深く思いました。同時に、配偶者というかパートナーである30代ぐらいの男性のご意見が、女性とはまた違う。そうかといって、40代になると男性もまた変わるんですね、比率が。そのところが、やっぱり、実際にかかわっている人じゃないとわからない何かがあるんじゃないかなと、アンケートの結果は非常に興味深いなと思って読ませていただいたので、今後何かに反映できればと思います。

以上でございます。

【佐藤会長】 何かありますか。

【事務局（秋葉）】 次回、人口構成比はお出ししたいと思います。

【日野委員】 同じくピンクの冊子の49ページなんですけれども、11番の、地域活動への参加状況ということで、問10なんですけど、上から5段目に、子ども会やPTA活動というのがあるんですけども、私の知識が浅いだけなのかもしれないんですけど、PTA活動というと、限られた時期だけの、お母さんが学校のために何かいろいろとかかわっているものだと思って、地域活動になるのかなって思ったもので、そこら辺はどうなんでしょう。ここに置いていいものかどうなのかというのを。

【事務局（秋葉）】 地域という捉え方が、本当に広く多くいろんな世代もという地域もあれば、子どもがいる方に関しては、こういったことが1つの地域とのつながりの項目だろうということで、設問を設けているところです。

【日野委員】 子ども会というのは、小金井の場合だけなのかわからないですけども、町内会に入っていると子ども会にも自動的にお声がかかるみたいなのをよく聞くんですね。小学校に上がったら、子ども会やりませんかみたいな感じで。なので、子ども会というのは、結構町内会ぐるみのほうなのかなという意識があったんですね。なので、子ども会やPTA活動というと、またちょっと項目が違うような気がしたので、ちょっとそこだけ。

【事務局（秋葉）】 今後の参考にさせていただきたいと思います。

【佐藤会長】 P T Aのやってることってかなり地域に密着したことがあって、例えば交通運動週間なんてありますよね、年に2回。みんな、立つんですね。そのほかにも地域との結びつきがよくて、私なんか出ませんでしたけれども、お正月とか招かれていくこともありますので。町内会に入っている人が全部活躍しているかどうかというのは、ちょっとわからないことですよね。だから、町内会に名前があっても、子どもが学校に通ったら、子ども会どうですかとあっていう話は行くのかもしれないんですけども。ただ、やっぱり、子どもさんがいらっしゃる時期というのは9年ぐらいというか、三、四歳で始めたら12年ぐらいありますけれども、その時期はちょっと特別にっていうことはあるような気がするんですけどね。

【日野委員】 今の佐藤委員の話聞いて、子ども関係ということで「子ども会やP T A」って、要するに、子どもを見てますっていう、地域の1つの、くるめた言い方なのかなと思ったんですけども、P T A活動はP T A活動として、地域での活動として残しておいてもいい項目だと思うんですが、子ども会は、例えば自治会や町内会や子ども会みたいな、一番上のほうにどっちかというところに入る項目かなとちょっと思ったもので、そちらのほうだけ。

【佐藤会長】 調査の時系列のこともありますので、またそのことはご相談いただいたほうが良いと思います。よろしくお願いします。

ほかに何かございませんか。それでは、後は、皆さん、じっくりこの2冊はごらんになってください。本当におもしろいですから。いろいろ第5次の計画をつくるにおいても、特に前回と比較するとどうかというところがかなりありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

（4）市関連計画について

ア 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）

イ 小金井市人口ビジョン 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

ウ 小金井市特定事業主行動計画

【佐藤会長】 それでは、報告事項の、市関連計画についてということで、このア、イ、ウについて事務局からご説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

【事務局（秋葉）】 市関連計画としまして、男女共同参画施策にかかわります計画が策定されましたので、ご報告をさせていただきます。お手元に参考資料として3点を配りました。

1点が、市の最上位計画であります「小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）」です。きょうは抜粋してお配りさせていただきました。2枚目を開いていただきますと、目指すべき姿としまして、共生社会推進ということで載ってございますが、男女共同参画の推進というのは、市でも重点プロジェクトとして位置づけられてございます。具体的な内容としましては、その次のページですけれども、現状と課題、施策の方向性ということで、成果活動指標、審議会などへの女性の参加率50%を目標として掲げている点。主な事業として、(仮称)男女平等推進センター整備の検討ということが挙げられてございます。最後の裏面に、主な取り組みということで、今の計画と同様に4つの柱が立てられております。

抜粋ですが、以上になります。

2点目が、人口ビジョンにおける創生総合戦略、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でございます。本日は概要版をお配りさせていただきました。こちらは、人口に係る分析を行った結果、5ページ目に当たりますでしょうか、基本目標2というところに、「多様な働き方ができ、安心して結婚、出産、子育てできるまち」と掲げております。基本的方向3の2つの施策が載ってございまして、施策1、職住近接となる仕事の創出、施策2、働きながら子育てができる環境の整備ということで、男女共同参画施策に関連する施策がこちらに位置づけられております。

最後に、3点目ですが、小金井市特定事業主行動計画でございます。昨年度、第5期の審議会でも、次世代育成支援法に基づきます特定事業主行動計画ということでご紹介をさせていただいたところではございますが、女性活躍推進法が本年4月に施行されたことに伴いまして、平成28年3月に2つの計画をまとめました小金井市特定事業主行動計画を策定したものでございます。

ごらんいただきますと、後半が女性活躍推進法に基づく行動計画になっております。ページでいきますと、13ページからになります。これは、就労状況の分析のもと、目標設定をしております、目標を1、2、3と掲げております。こちらは、男女共同参画室でも担当課と連携して計画推進に努めていきたいと思っております。これも密接にかかわるものですので、きょう、情報提供させていただきました。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

何かご質問はありますでしょうか。

【濱野委員】 参考資料の「小金井市人口ビジョン」なんですけれども、左側のページの合計特殊出生率のところをいくと、小金井市は東京都の1.15を上回って1.34ということで、子どもが生まれている割合が東京都の中ではいいほうに入ることなんです。その下の、20代前半の転入超過数というところの下を見ると、30歳代前半と0～4歳年代で特に転出者が多くなっていますということで、これを見ると、小金井で子どもを産んで、その後すぐに4年以内に転出しているということだと思んですが、この転出の理由を調べることができますか。例えば、保育園がないから転出しているのか、それとも、土地が高いから転出しているのか、これだけだとどちらともとれると思うので、もし、転出のときに届出に書く欄があるかどうかわからないんですけれども、調べることができるのであれば、調べたらいいかなと思います。

以上です。

【事務局（秋葉）】 確認をして、もしご提供ができるのであれば、次回ご用意いたします。

【佐藤会長】 ほかに何かございますか。

今の、概要版の4ページを見ていただくと、今後の課題というところで、課題1、若年者の転入維持、転出抑制とありますけれども、その転出が何かということがわかるのが大事じゃないかなとは思いますがね。吉祥寺ほどじゃないですけども、吉祥寺も近いということで、ここら辺に住みたいとか、東小金井もいろいろ、建つマンションが多くなっていますので、何となく転入が多いんじゃないかなという感じはありますけれども、ただ、30代前半に転出が多いというのは、転勤によるものなのか、それともどういうものかというのは、知りたいという感じはいたしますね。

それから、子育て世代の住みやすさの向上というのと、これはどういうことが考えられるのかということと、課題3の、暮らしを支える産業の振興という、小金井らしい地域産業の育成というのはどういうようなことかと、ちょっとこの2つが、私、非常に興味を持っていますけれども、いかがでしょうか。子育て世代の住みやすさって何でしょうね。これ、女性の仕事の傾向等もあるんですけども、仕事をずっと続けていきたいという女性が多くなっている中、それを支える制度はちゃんとあるのかとか、ご近所関係はどうかとか、

いろいろ援助してくださる方がいるのかとか、そういうようなところまで含めて向上を求めてらっしゃるわけでしょうか。それとも、とりあえずは、まず、施設や何かをたくさんつくって、たくさん預かるといったところで支援をしていこうという感じなんでしょうか。どうでしょうか。

【事務局（秋葉）】 すみません、ちょっとお答えしかねます。

【佐藤会長】 そういうところは、私としては気になるなど。暮らしを支える産業っていうのは、小金井らしい地域産業って何だろうって考えてしまうので、もうちょっと具体的に話していただけたらいいなあとは思っています。それだけです。

それともう一つ、小金井市特定事業主行動計画なんですけれども、16ページと17ページ。それぞれ、女性職員昇任試験申込率、主任職35%、係長職25%、それからその次のページの、男性職員の育児休業取得率13%と載っていますけれども、これ、いつまでに達成するということは決めなかったんですね？

【事務局（秋葉）】 こちらの計画期間は15ページに記載がございます。

【佐藤会長】 上ですね。

【事務局（秋葉）】 はい。平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間ということですよ。

【佐藤会長】 わかりました。

ほかにございませんか。

人口ビジョンの数字っておもしろいですよね。小売業事業所における年間商品販売額が、武蔵野市の3分の1とか、市内で働く人も、府中市の4分の1とかこういう数字って非常におもしろいと思うんです。ということはやっぱり、小金井市の外に働きに行くっていう人が多いってことですかね。持ち家率が低いというのも、ちょっと心配なところですね。それだけ土地とか、特に一戸建てとかマンションとかが上昇してるんでしょうかね。

【浦野委員】 同じページで、「教育・学習支援業の付加価値額における特化係数5.22」って、これ、どういうことを意味しているのか教えていただきたいんですけど。ちょっとよくわからないんです。

【事務局（秋葉）】 すみません、ちょっと事務局では調べておりませんので。

【佐藤会長】 付加価値額って、1年間にどれだけ稼いだかっていう額なんですよ。その中で教育、学習支援業っていう形態が14.19%を占めているということなので、これは全国に比してもちょっと高いんじゃないかなという数字かなとは思ったんですけど

も。ちょっと、それ、調べてください。

【濱野委員】 同じこの概要版の3ページなんですけれども、平成72年の人口ということが書いてあるのですが、小金井市の課題としては、目の前の保育園が足りないとか、学童が受け入れが足りないとかということだと思うので、そういった短期的なところも、3年、5年ぐらいの人口動態を調べた資料をつくって、それを施設の施策に反映させるようにしなければいけないのではないかと思います。

【事務局（秋葉）】 子育ての関係でも計画を昨年つくっておりますので、そういった短期的なものはこちらのほうで反映しているかと思えます。

【濱野委員】 次回、参考資料で、その短期の子育ての、資料もつけていただくことはできますか。

【事務局（秋葉）】 確認させていただきます。

【佐藤会長】 人口ビジョンは、「過去の出生状況が今後も変化することなく、将来的に転出入が落ち着くと仮定した場合」ですから、合計特殊出生率は1.34のままで動くというふうに考えてよろしいわけですね。

【事務局（秋葉）】 念のため確認いたします。

【佐藤会長】 今の6ページのところの一番上の右側ですけれども、地域の活性化につながるまちの基本的方向に、「小金井の魅力を発信するシティプロモーションの推進」とあるんですけれども、シティプロモーションって何ですか、具体的に言って。

【事務局（秋葉）】 市の魅力を発信していくっていうことですね。取り組み例としても書いてございますけれども、小金井といえば「こきんちゃん」だよねということとか、昨年、観光大使という制度ができて、小金井市民で活躍されている方に観光大使をお願いして、その方たちがそれぞれ活動されるときに、小金井のよさとかを発信していただくということでご協力いただきまして、小金井のまちというのをPRしていただいている施策でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

項目、たくさんあります。もう一回よく読んで、これからの市につなげていただければと思います。

これで報告事項は終わりにさせていただきます。

3 議題

(1) (仮称) 第5次男女共同参画行動計画の策定について

ア 計画策定にあたっての基本的な考え方について

【佐藤会長】 その次、2番目の、議題に入ります。議題は、(仮称) 第5次男女共同参画行動計画の策定についてということなのですが、まず、資料3について事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局 (秋葉)】 資料3について説明させていただきます。「計画策定にあたって」ということで、資料の7ページになりますが、ごらんください。

1つめくっていただきまして、9ページ、計画の位置づけというものでございます。現計画は、男女共同参画社会基本法、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆる配偶者暴力防止法と言われているものですが、こちらに基づく計画となっております。先般、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、短くして女性活躍推進法と申し上げておりますが、この法律が施行されまして、地方自治体においては国の基本方針等を勘案し、計画を策定、公表するよう努めるものとなっております。ですので、(仮称) 第5次男女共同参画行動計画におきましては、この計画を含みまして策定したいと考えております。

また、計画期間については、現計画を策定する際に、4次の前の3次の計画が10年間となっております、それはちょっと長いのではというご意見がございまして、5年間程度が望ましいというご意見をいただいたところですが、先ほどご紹介しましたように、市の上位計画であります小金井市基本構想の計画策定年度と合わせたほうがよいのではというご意見がございまして、現計画を平成25年度から平成28年度の4年間、次の計画に当たります(仮称) 第5次の行動計画は平成29年度から平成32年度ということを予定しております。

このような考え方でよろしいかというところを、ご審議いただきたいと思っている点でございます。

資料では、次のページで関連制度の動向をお示しさせていただいております。こちら、本市町村の役割というのが女性活躍推進法の右側に載っておりますが、計画策定について努力義務が規定されておりますので、内包していきたいということでございます。それと、国の基本計画策定についてもお示ししております。

さらに次のページにいきますと、男女共同参画を取り巻くキーワードということで、お示しをさせていただいております。

その次のページをめくっていただきますと、13ページに現計画の状況をお示ししております。今後の計画策定に当たりましては、下のほうに記載しております3点が主な検討事項になるかと思えます。

1つ目は、第4次基本構想・後期基本計画にも掲げられました取り組みの分野は既に網羅されておりますので、今後は個別施策における具体的な取組状況の整理とさらなる充実のための見直しが必要となってまいります。

2点目は、現計画では目標ⅢというところがDV対策基本計画と位置づけておりますが、女性活躍推進法に基づく計画も同様に位置づけるのか、または目標Ⅱの中に既に女性就労支援等入っておりますので、主要施策の中で根拠法を明記して明確にしていくのかといったところですね、そちらの検討が必要になってくるかと思えます。

3点目は、計画推進の仕組みづくりとして、市としてのジェンダー統計や重要施策における数値目標・指標を整備していくかどうかという点でございます。現計画策定時には、男女共同参画における計画では一概に数値目標等を設定するのは難しいのではないかとというようなご意見もございましたことから、特段、第4次のほうにはそういったものは明記しておりません。

また、資料4になりますが15ページですね、第6期の男女平等推進審議会が出された意識調査や提言案に対するご意見をまとめて載せさせていただいております。このような内容も考慮いただきながら、今後、小金井市としての計画策定についてご議論いただきたいと思えます。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ここで決めなければいけないことは、9ページにある、男女共同参画行動計画・DV対策基本計画、女性活躍推進計画の3つを一体にしてやるようにしたほうがいいかどうか。それから、期間としては29年から32年の4年間とするか、または5年間とするか、どちらかということになります。

では、まず、計画の位置づけの、3つを一緒にするという点について、何かご意見はありますでしょうか。

男女共同参画行動計画とDV対策基本計画は、小金井市男女平等基本条例というところで2つは一体化して、計画期間が26年度～28年度となっていたわけですね。ですから、これは一体化してますけれども、ここに女性活躍推進計画という、女性活躍推進法という

ようなものを一緒に入れてやるかどうかということなんですけれども。

【日野委員】 市のほうの考えとしては、まとめていきたいという方向で考えていると。

【事務局（秋葉）】 はい、そうです。

【日野委員】 例えば、ほかの市で、一緒にしている、しようとしているところとかはあるんですか。

【事務局（秋葉）】 この4月から計画が策定された市が何市かございまして、内包していないところもあるんですけれども、大方内包しているという形になります。

【日野委員】 その市というのは公表はできないんですか。

【事務局（秋葉）】 すみません、記憶にとどめてないんですが、昨年、3市ほど、パブリックコメントを出していた市がございまして、確認したところ、2市でしております。市名は、もし必要でしたら次回ご紹介させていただきます。

【遠座副会長】 内包するとかしないっていうことの具体的にどうなるかのイメージが、多分、つかみにくいのかなっていうふうに思うんですけれども。これまでもやってきたことを継続してゆったり発展させていくという方向では変わりはないかと思うんですけれども、内包したことによって何か今までと違うことが出てくるかどうかっていうことについて、何か説明があれば。そんなに大きく変わらないということでしょうか。あるいは、先ほどの、この目標のところを今までは4つに分けていたけれども、5つ目のところを1つ設けて、一体的にこれらを取り扱う形で目標をこれから立てていくかっていうことにもつながるのかもしれないんですけれども。

【事務局（秋葉）】 そうですね、おっしゃっていただいているとおりで、女性活躍推進法というのは施行されましたが、今までもワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしを目指すということで、就業環境、女性就労支援というような内容でしているので、男女共同参画に関する計画があるところにまた新たに別建てでというよりは、3つをまとめたほうが、進捗状況も同時にはかかれていくと思っていますので、内包させていただければと思います。

あわせて、基本目標ということで大きく掲げるのか、既に今、主要施策にもなっておりますので、これはその法律に基づく事業ですということを明記するにとどめるかということになります。先ほども申し上げたように、これから個別具体的な、取組状況の整理と充実ということで整理をさせていただきますので、市の事業としてどんなところがこの法律に該当するところなのか、整理していく中で項目として立てられるのか、主要施策として

取り扱っていただくか、またご意見を伺わせていただければと思っております。

【佐藤会長】 私たち、女性のことをやってきた中で、もう七、八年前から、これじゃあだめだという考えに至っているんですね。何がだめかっていったときに、やっぱり男性なんです。上役とかそういうような人たちが、女性ができるというふうに見てないとか、子どもを産むとなったら「じゃあ、君は出世を諦めるんだな」というふうに言うことなんか、しょっちゅう起きてるんですね。

だから、男性の考えを変えなきゃいけないのに、何で女性ばかり頑張らなきゃいけないんですか。市としては、国が法律を決めたから、やらなきゃいけない、それはわかりますけれども、もう一歩踏み込んで、男性に対していろいろな講習会を開くとか、特に粘土層と言われる人たちが女性を取り入れていこうと思わなければ、いくら女性が頑張ったって無理ですよ。

そうすると今度、クォータ制って言って、女性を3割入れろとか5割入れろと。じゃあ能力のない女性も入れていいの？ ということになりますよね。だから、男性も女性もどっちも能力でいくのであれば、女性の女性活躍推進法じゃなくて、男性がもっと女性の活躍を認めるようなことを何でやらないのかと思うんですね。

もう七、八年、10年近くも、女性が全然管理職に行かなくて、それは何でだっていうと、そういうようなことをずっとされてきたからですよ。で、やっと男性も気づき始めて、ファザーリングジャパンさんは、そういう粘土層に対していろいろな講習会をやったりしているわけです。それはすばらしいと思います。でも、いまだに女性を認めようとしなくて、あるいは、男性が育児休暇をとるといって、「じゃあ、おまえ、出世、諦めたんだな」というふうなことを言われる社会って、一体何でしょう。だから、受け入れる男性がいなければ無理ですよ。と、私なんか思いますけど。

だから、小金井市としてやるのであれば、女性活躍推進法のみならず、このワーク・ライフ・バランスのところに就業環境ってありますけれども、男性に対してどういうふうなことをやっていったらいいかということまでちゃんと入れてやらないと、私はこれ、つくったって無駄だと思うんですけど。

どういうふうに、皆さん、お考えなんですか。小野寺さんなんか、どうですか。

【小野寺委員】 おっしゃることは、ごもっともごもっともと思っております。それまではそんなに気づかなかったんですけども、なるほどなど。企業にいらっしゃる方は特に痛切に感じると思います。私は社会福祉関係ですので、ほとんど男女の差別なく闊歩

してたほうなんですけれども、企業に行ったお友達は、いつやめるのかっていう。私の時代は、24歳が適齢期とか何とかいって、それで、コピーさせられ、お使いばかりさせられ、せっかく四大卒で優秀だった人も能力を発揮できずに。それからもう何十年たつんですけれども、いまだにそうなのかなと、今、一瞬思いました。やっぱり男性の意識を少しずつ変えていかないと。

【佐藤会長】 無理だと思いますね。

【小野寺委員】 ええ、受け入れ側がね。

【佐藤会長】 そう、受け入れ側が何とかしない限りは無理なんです。

と、私なんか、思うんですけれども、いかがでしょう、男性として神田委員。

【神田委員】 おっしゃるとおりです。(笑) 私は、学校の職場の中で見ると、女性が半分いますし、仕事の量も質も全く対等にやっていますので、その辺は平等だと思うんですけれども、その人たちが家庭に帰ったときに、やっぱり女性は家事をやるっていうふうになっていて。で、女性の先生の配偶者が民間で働いている人だったりする場合には、大変厳しい板挟みになっているという話も聞きますので、家庭の雰囲気も含めて、そういう意識を変えていかないといけないかなということは感じます。

【濱野委員】 私が以前勤めていたときに、女性がほとんど管理職になってなかったんですけれども、その一番の理由は、少なくとも私と同じ世代ぐらい、30代ぐらいの女性に関しては、この資料2の4ページ、職員意識調査の「希望する役職」ってあるんですけども、「女性では『特に昇進したいと思わない』が半数を超えている」というのが、これ、特に顕著に感じましたね。とても能力がある女性でも、昇進したいという意欲が全くないんですね。そうするとやはり、上司から見ると、責任感の問題とかそういうところで昇進は実際にはなかなか決断しづらいのかなというところで、こういった女性の意識のほうも、活躍推進法で問題点として取り上げていくべきなんじゃないかなとは思いますが。

【佐藤会長】 瀬上委員はいかがですか。

【瀬上委員】 意識の問題は、長い習慣がありますので。ただ、やっぱり、市町村として具体的にできることから、女性の活躍推進を支える何か仕組み、助けるということは必要だと思いますので、女性活躍推進計画を合わせた3計画を主体的に策定するということが自体は間違っていないとは思いますが、やはりその中身はよく検討していきたいと思っています。

【佐藤会長】 本川委員、いかがでしょうか。お願いします。

【本川委員】 やはり、長い人の歴史の中でずっと培われてきた男性・女性の立ち位置というのが、本当に長いこと来てるわけですから、それを近代になって急にといっても、なかなか難しいだろうなと思います。子育てでも、成人式が終わって社会に出すために、その間、家庭で育てるけれども、子育て半分、子別れ半分、それで20歳に。そんなようなぐらいのスパンで考えていかないといけないと思っているので、早急にとというのはとても難しいだろうと。ただ、努力することによって少しずつ進めることは可能ではないかと思っています。

前から申し上げているんですが、男性・女性じゃなくて、やはり人としてというようなことを本当に基本の考え方として、たまたま性差があるということと考えていくほうが、お互いのためにいいのではないかなと。立場的に、その方が大変能力があって、お仕事もできるんだけど、その方の判断で家庭に力を入れることを選択すれば、それはそれで仕方がないことだと。ただ、能力があって、やりたくて、どんどん先へ進みたいと思う方をどういう方法でどうやって支えていくかっていうことが、ある意味では具体的になってくるのかなというふうに考えさせていただきたいなと思っています。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

浦野委員、いかがですか。

【浦野委員】 先ほど会長がおっしゃったように、受け入れ側が何とかしなくちゃというご意見、すごく賛成しています。実は私も、今子育てをしているお母さんたちと毎日のように接しているんですけども、お母さんはお仕事か何かを持っていて、「きょうも上司から、『また子どもが熱出したって、そんなに子どもって熱出すかな』って言われた」って、お母さま同士で嘆いてました。そういうやっぱり社会というか無理解が、女性が働きたくてもなかなか働けないっていう状況を生み出していると思いますし、また、仕事を続けたいから、「今の職場はすごく条件はいいんだけどこのままでは続けられないから、違う場所を探さなきゃいけない」と言って、考えて悩んでらっしゃるお母様もいらっしゃいます。

やはり、女性も活躍しましょうと言って国が後押ししていますが、後押しされても、目の前に整備されているものがなければ、真っ暗な闇の中、穴の中に後ろから押されるような気持ちになっても仕方がないんじゃないかなと。やっぱり、そのところを私たちは理解しなきゃいけないし、女性活躍推進法というものに踊らされて、女性も女性もって言って女性だけが負担が大きくなるということは男女共同の中でやはり違うんじゃない

かなというのは、私はすごく今、感じているところです。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

最後に、日野委員、いかがでしょうか。

【日野委員】 私も、今、子どもを育てながら、旦那とも、いつ仕事をまた復帰するのとかって話にもなるんですけども、女性ってやっぱり、家庭を大事にしたい時期というのがあると思うんですね。大事なのは、自分のもともと持った資格とか能力とかある女性が、じゃあ、子どもがそろそろ落ち着いたから社会にまた出ようというときに、それを受け入れてくれる社会があることが大事だと思うんです。今年の4月から施行ということで、今ごろなんだなって思ったのは正直なところなんですけれども、こういう推進法ができるっていうことは、それだけみんなが意識しないとどうにもならない状況に今なっているのかなあって、この日本の状態が。

多分、会長もいろいろと行かれていますので、いろんな国の違いって見てこられているかとは思いますが、日本って男性が男性がってどうしても立てられてしまうというか。これからは、女性活躍推進法ってあるんですけども、10ページの基本原則の3つ目ですね、「女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」ってある、これ、ワーク・ライフ・バランスのことを言ってるかと思うんですが、結構かぶっている部分もあるので、両方とも、内容をもう一度ちゃんとしっかり見て、大事なことはどういうことなのかというのを考えていくことが大事かなと思いました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

特に、今の基本3原則には、「女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」、何で女性の職業生活と家庭生活の両立をしなきゃいけないんですか。こんなの、旦那さんと一緒にやることでしょうか。じゃあ家庭生活、あなた、これ、やってくださいって、それは今の20代の男性はみんなやっていますよ。それを何でこういうふうな文言にしかできないのかなって。

そういうようなことを考えて、3つを一緒にすると。そして、さっき、人とおっしゃったように、男性も女性も一緒になって考えていくっていうことでは、私は3つは一緒にしてもいいかなとは思いますが、それに関してご意見はいかがですか。

【濱野委員】 3つ一緒にすることは、つくりやすいのでいいと思うんですけども、もともと分けた趣旨が14ページに書いてあって、ポイントというところに網かけで、「目的を異にする計画分野が混在しており、計画全体のターゲットがわかりにくいから、

新しく分けた」ということになっているので、国の計画では。内包するかどうかということよりは、ターゲットをわかりやすくすることが大事なんじゃないかなと思います。

【佐藤会長】 ほかにご意見のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、1つ目の、3つの計画を一体化することということに関しては、いかがでしょうか。賛成の方は手を挙げていただきたい。

(賛成者挙手)

【佐藤会長】 じゃあ、3つの計画を一体化して進めていくということですね。

計画年度を平成29年度から4年間にするか、5年間にするかということなんですが、これはいかがでしょうか。

何で4年間にしたのか、ちょっとご説明いただけますか。

【事務局(秋葉)】 もし、第4次男女共同参画の計画書をお持ちでしたら、ちょっと見ていただきたいんですが、4ページに、計画の期間というのが載ってございます。市の基本構想が10年スパンで考えられておりまして、それを前期と後期で5年・5年で基本計画を策定しているんですけども、これが市の上位の計画になりますので、この計画がちょうど32年度で最終年度を迎えます。男女に関する計画もここまでとして、合わせて策定していくのがよいのではないかというようなご意見があるので、32年度で計画が終わるように考えております。

【佐藤会長】 計画の期間でございますけれども、29年度から32年度までの年限として定めよう。そうすると、基本計画と全部お尻が一緒になるという感じですね。

それでは、計画年度、平成29年度から4年間にすることについて、賛成の方は手を挙げてください。

(賛成者挙手)

【佐藤会長】 ありがとうございます。じゃあ、平成29年度から32年度までということで、計画期間は統一します。

それから、今後の検討事項についてなんですけれども、13ページの施策体系の中で、「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」というところの「就業環境、女性就労支援」というところにあらわれているので、そこを強化するということがいかにどうかということと……、新たな法律への対応が必要となるんですか、これは。これはどういうふうになるんですか。

【事務局(秋葉)】 きょう決めていただくのは難しいと思うので、今後、策定に当た

っての着眼点として3つ書かせていただいたんですけども、女性活躍推進法を内包して立てるということになりましたので、今の目標Ⅲのように、基本目標に女性活躍推進法にかかわる目標を掲げて施策を構成するのか、もしくは、先ほどもいろいろご意見ありましたように、ワーク・ライフ・バランスというところ、男性・女性双方にかかわってくるということでしたので、「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らし」というような基本目標の中の施策として、就業環境や女性就労支援というところが含まれているので、施策の中でこれが女性活躍推進法に基づく施策ですということで、法律に基づくものは網羅していますというような表記にとどめていくかということ、今後検討していただければと思います。

【佐藤会長】 わかりました。ちょっと計画をこれから皆さんとともに今後検討していくということですので、それでよろしいですね。

そうすると、「仕組みづくりの1つとして、市としてのジェンダー統計及び重要施策における数値目標・指標の整備を検討する」とございますが、これはいかがでしょうか。

ジェンダー統計というのは、つくっている市もありますよね、その市だけのジェンダー統計。それを小金井市だけ、まあ11万人の市だけでつくるのが必要かどうかということも今後の検討課題ということで、この13ページにあります3つ、これを今後第5次男女共同参画の行動計画を議論していく上で検討していくということでよろしゅうございましょうか。意見がある方がいらっしゃいましたら、おっしゃってください。

【濱野委員】 質問なんですけれども、13ページの施策体系の中で、下の黒丸の、女性活躍推進法への対応というのは、具体的にはどういうふうな感じに入ってくるんでしょうか。

【事務局（秋葉）】 先ほど申し上げましたとおり、今でも女性就労支援とか、こちらの主要施策に書いてございますので、それにかかわる施策をやっていないわけではないんですが、計画をつくるように努めるというふうになっておりますので、この事業はその推進法に基づいて市の計画として位置づけていますよということを含ませていくということですね。先ほどと重複するんですけども、推進法への対応というのは、基本目標として立てるのか、主要施策のほうにもう既に入っているのか、その主要施策に、この法律に基づく計画としてこの事業をやりますよということを明記するのか。何も書かないで今までどおりやってしまうと、活躍推進法に基づいた計画かどうか分からないので、それをはっきり記載することが必要になってくるということなんです。

【佐藤会長】 「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」というのは、ちょっと広過ぎるということですよ。本当のワーク・ライフ・バランスというのは、男性の残業を少なくして、そして女性と男性が協働して家事を行えるようにというふうなものが最終的なんですね。だから、もちろん、仕事に特化する時期があってもいいし、女性も男性も同じことなんですけれども、ワーク・ライフ・バランスで、例えば女性も仕事に特化する時が来るし、家庭生活に特化する時があってもいいしそれぞれの個人のライフ構想に基づいてやっていくというのがワーク・ライフ・バランスなんですね。

ですから、一生行く上でも、本人が子どもを持ったときとか。その、子どもを持ったときって、そのとき1回しかないんですよ。だから、そういうようなところをいかにして大事にしていくかということと、それから、子どもがある程度育ってきたことで、今度仕事に力を入れなきゃいけないときもあると思いますので、そういうふうにワーク・ライフ・バランスって非常に大きいところなんですね。ただ、そうしますと、育児の後、介護もありますね。介護も非常に大きなことです。

ですから、それとは別に、女性活躍推進法ということで、女性の就労支援とか男性の講習会とか、そういうものを入れたものをつくるというようなことがいいのではないかと、1人の意見として思うわけですけども。

【事務局（秋葉）】 具体的な、市としてどのような施策ができるかは、これから既存の事業の見直しなども行って、どういった点が充実できるのかということになります。会長がおっしゃったように、何か取り組んで事業としてそういった男性のことができるのかというのは、まだはっきりはわかりませんが、計画の現状の課題とか、中にはそういった課題がありますねというような文言挿入は可能と思っております。

【佐藤会長】 ということでございますが、ご意見はありますか。

【遠座副会長】 これから具体的なのが出てくるというのは大体いつごろと見ておけばよろしいですか。こちらで、じゃあこういうふうに別建てにするのか、今までのような形でやっていくのがいいかっていうのを、その具体的に出てきたものと照らし合わせて決めていくことになる、確定することになるわけですよ。

【事務局（秋葉）】 こちらの予定としましては、今年度としては7回の審議を予定しておりますけれども、次回においては、まず、今回の4次の基本理念がございますが、骨格的なものを次のときには示させていただいて、それから具体的な枝葉の部分といたしますか、そういったものを添えました素案に関しては、その先の回でお示しさせていただけれ

ばと思います。

【濱野委員】 質問なんですけれども、先ほどの13ページの黒丸の下から2行目、「目標Ⅲのように目標立てする、または主要施策の中で位置づけを明確にする」というのは、先ほどの事務局の説明によると、後者の、主要施策の中で位置づけを明確にするという事で予定している？

【事務局（秋葉）】 そうですね、できればそのような形がいいかなと、事務局としては考えています。

【濱野委員】 そうすると、9ページの項目立てと、14ページの国の第4次計画と、9ページは現状だと思うんですけれども、第4次計画は新しくできたものだと思うんですが、項目立てはこれに合わせて変えていったりはしなくてもいいものなんですかね。

【事務局（秋葉）】 地域での計画ですので、国の施策はこのように示されていますが、これと同じにしなければいけないということではないので、これ全てということではないです。

【濱野委員】 13ページのほうが小金井市に合った項目立てだという。

【事務局（秋葉）】 13ページは4次の計画の状況を出しておりますので、現状はこれなんですけれども、5次はどうなっていくのかというのはこれからお示ししていくということになります。

【濱野委員】 そうですね、これ、現行ですね。

【事務局（秋葉）】 これは現行です。

【濱野委員】 なるほど。わかりました。

【日野委員】 確認なんですけれども、先ほど、13ページのⅡのワーク・ライフ・バランスのところに女性活躍推進計画を入れるかどうかと考えている、というふうにおっしゃってたと思うんですけれども、そうすると、現行だと4項目。

【事務局（秋葉）】 そうですね。今は4項目です。この4項目の2番目に当たる「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」の中に既に、今は、「女性活躍推進法に基づく」とは記載しておりませんが、その法律に合致するような施策が既に入っているので、これから第5次をつくるので、この基本目標がどのようになるかは未定なんですけれども、目標として項目を立てなくても、施策のところに「法律に基づくもの」という表記をしていくことでも十分かなと考えております。

【日野委員】 女性活躍推進計画というのは、女性が仕事をするのをただ一方的に推し

進めるためのものではないのですよね。何か、働け働けみたいな、女性が外に出ることがよしとされているわけではないと思うんですけれども、女性活躍推進計画というのでこれだけドンと出ると、一生懸命、女性を外の世界に出しているようなイメージで。もっと自然な感じで本当は女性って仕事に入ったりとかっていう。さっきのネーミングの問題かと思うんですけれども、これだけ特別に1個、項目が出てしまうというのは、またちょっと不自然な気がするように感じたのは私だけなのかなと。

【佐藤会長】 女性が働きやすくするための法律ですから、家に引っ込んでろとは言いません。それは、もちろん女性はいろんな人がいて、ちょっと3年間だけ家に居て子育てをやりたいという人もいるでしょうし、いや、続けていきたいという人もいるでしょうし、その人その人それぞれに合わせたものというのは必要だと思うんです。ただ、働き続けたいという人が多くなってきた、今もう半数以上働いてますけれども、そういうような人たちが子育てをしながらもっと仕事をしていくためにはどうしたらいいかっていうことで、もちろん、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」というのがあることはあるんです。けれども、女性はじゃあ、家庭に入りたい人は入りなさいということは書いてない。

【日野委員】 先ほどの濱野委員の、13ページの黒丸の2つ目のところで、主要施策の中で位置づけを明確にするっていうことは、それはそれで構わないと思うんですけれども、明確にするのであれば、先ほど佐藤委員がおっしゃった、男性が女性の働き方を受け入れる考え方というのを、具体的に示した形を、施策の中で位置づけを明確にするっていうところに入れていただければと思いました。ただどんどん仕事をやってくださいっていう、そのために国とかバックアップしてますよっていうだけじゃなくて、男性の意識を変えるような取り組みもしていますみたいなことが具体的に書かれているものであれば、施策としていいかなと思います。

【佐藤委員】 むしろそういう考え方でやったほうが、小金井市というのは一歩進んでいるというふうに思われると思います。と、私、個人的にそう思うんですけれども、皆さんもいろいろご意見があるでしょうから。

7月は第4次計画について審議するんですけれども、今後の計画については9月ぐらいに出てきますかね。

【事務局（秋葉）】 そうですね。

【佐藤委員】 じゃあ、9月ぐらいには、今申し上げたことを参考にしつつ、出していきたいと思います。

それでは、ここでは、3つの計画を一体化する、それから、計画年度を平成29年度から32年度までにする、今後の検討事項については、13ページのこの3つについて検討していく。

これが決められたことです。

イ 市民懇談会・パブリックコメントについて

【佐藤会長】 次は、市民懇談会、それからパブリックコメントについてのことなんですけれども、資料をごらんください。

では、事務局からご説明をいただきたいと思います。

【事務局（秋葉）】 前回、スケジュール案をお示しした中で、市民懇談会はいつごろ開催したほうがよいですかとか、幾つか検討できるようにというご要望をいただきましたので、資料5をご用意しました。また、あわせて、パブリックコメントはどのように行われるのかというようなご質問もございましたので、資料6、7をご用意させていただきました。

資料5でございますが、3つの開催時期と内容についてご提示しております。

①は、課題の洗い出し・確認を目途に8月ごろ実施するのはどうか。そういった1つの形が考えられますということで提示しております。メリット、デメリット、参加者募集について示してございますが、まだ素案も全くないという段階ですので、課題を広く捉えることができるというメリットはございますが、提示できる内容がないので未確定で、意見をどのように反映したかが不明瞭な面も出てくるということになります。参加者募集に関しては、市報や団体等への呼びかけ、無作為抽出選定、広報掲示板へのポスター掲示などが考えられます。

②ですが、パブリックコメントの少し前の時期、10月から11月を選定しておりますが、計画素案の提示、方向性の確認、施策展開への反映を目途に開催するという形のご提案です。メリットとしては、ある程度固まった素案を提示して意見を求めることができる、具体的にどの部分への意見なのかということがある程度明瞭に把握できるというところがありますが、デメリットとしては、大幅な方針変更は難しいところがあります。参加者募集のところ、「こがねいパレット」での呼びかけを示していますが、現在、パレットをいつ実施するかがまだ未定ですので、パレットを活用してその来場者に参加を呼びかけるかどうかというのは、すみません、不確定要素になります。考えられるということで、載

せてございます。

③ですけれども、これはパブリックコメント直前またはパブリックコメントが始まって同時ぐらいに行うことを想定したものでございます。時期としては12月初旬。こちらは、計画案の説明とパブリックコメントの実施案内ができるということが主眼になります。メリットとしては、計画案としてまとまりのあるものを提示することができる、パブリックコメントにつなげることができるということになります。デメリットとしては、計画案としてほぼ固まっている段階に入っておりますので、大きな変更は難しいということになります。計画への反映はパブリックコメントを通じてということになります。

いずれにしても、このような懇談会を行いまして、パブリックコメントを実施して、そのパブリックコメントでいただいた意見を集約・反映して、市へ答申いただきまして、計画策定という流れになります。

パブリックコメントというのはじゃあどういふものかということで、市民参加条例を資料6と7でお示ししております。20ページになりますけれども、第15条で、市民の提言制度というのがございます。後のパブリックコメントのことを指しております。どのように実施するかは公表するものとなっております、期間は原則として1カ月以上ということになります。実施したならば、実施結果及び取り扱いについて公表することとなっております。

前回は、第4次の計画をつくったときに市民懇談会を同じように開催しているんですが、そのときは、11月下旬の日曜日の午後、おおむね1時間半ほどで開催しております。参加人数は14人だったと記録しております。パブリックコメントは11月15日から12月15日の1カ月間で、意見数は13件、5人の方からご意見をいただいたという結果がございます。

検討いただくに当たりまして、今後の審議会の開催日程がおよそ決まっていないと難しいかなと思いますので、本日、資料としてご提示できなかったんですけれども、先日皆様からの12月までのご予定を伺いまして、事務局で今後の開催日程案を考えておりますので、その日程案を今回お示しさせていただければと思います。お手数ですが、メモをとっていただけると。よろしいでしょうか。

きょうが2回目になります。次回3回目については、先日ご連絡申し上げたとおり、7月12日火曜日、午前10時からということで予定しております。その後の4回目なんですけれども、皆様のご都合を照らし合わせたところ、9月8日木曜日の午前10時ぐらい

からと考えております。それから、5回目を11月10日木曜日、こちらは午後3時からということで予定しております。それから、6回目を12月8日木曜日、こちらも午後3時からとさせていただければと考えております。

ですので、②の場合は、5回目の後の、11月10日の後の日曜日、③の場合であれば、6回目の後の日曜日となるのではないかと想定されます。そうしますと、前回は11月中旬からなんですけど、今回は12月15日あたりから1月15日ぐらいの1カ月間、その間にパブリックコメントを行って、その意見集約、それを反映させるための審議会を第7回目で、2月上旬ぐらいになるかと思いますが、どのように反映させるかというようなところをご審議いただきまして、最後、8回目で答申案を確定していくというような流れになるかと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、市民懇談会をどのような形で開催するかということについて、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。ちょっと、今までの14人というのが少な過ぎるような気がするんですけど。まあ、1番にするか2番にするか3番にするかということで、ご意見をいただきたいと思っております。

では、浦野委員から順番にお願いいたします。

【浦野委員】 私は、2番がいいかと思っております。

【佐藤会長】 それはなぜですか。

【浦野委員】 ある程度固まった素案を提示できるということが大きいかなと思っております。

【神田委員】 私も2番。やはり、ある程度、意見を言う人も言いやすいような会のほうがいいかなと思っておりました。

【本川委員】 私も2番あたりがいいかなと思っております。理由は、あまり直近だと固まってしまうし、あまり前だと漠然とするかなというふうなことです。

【日野委員】 私も2番です。

【佐藤会長】 2番ですね。理由は？

【日野委員】 8月は早過ぎるなというのと、あと、12月だと直前過ぎて、ほとんど決まっている状態のものってなかなか審議するのが難しいかなと思うので、2番がいいかと思っております。

【濱野委員】 私も同様の理由で2番がいいかなと思っております。参加者募集は、「かたら

い」だと時期的に難しいですかね。

【事務局（秋葉）】 そうですね、ちょっと難しいかと思います。

【濱野委員】 タイミングが合わないですかね、原稿とか。わかりました。

以上です。

【瀬上委員】 私も2番がいいと思いますけれども、ただ、10月中だとパブリックコメントまで時間があいてしまうので、やはり11月がいいのではないかと。ただ、パレットがもしあるんだったら、2週連続でだったら大変だなというのはありますけど。

【小野寺委員】 私も2番で、ここに書いてあるメリット。

【佐藤会長】 があるということですね。ありがとうございます。

副会長。

【遠座副会長】 私も2番がよろしいかと思います。皆さんと同じような理由です。1番はちょっとないかなともともとと思ってましたので、2番か3番で、2番がいいっておっしゃる方が多い、皆さんそうだったわけですから、私も同じような形で。3番で全く生かせなくなってしまうと、それもよくないかなと。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、皆さんのご意見を伺ったときに2番というのが多くて、じゃあ10月にしましょうか、11月にしましょうかということなんですが、ここですと、②で行く場合、懇談会、11月20日ごろを想定と書いてありますね。

そこでよろしいんですか。

【事務局（秋葉）】 はい。確定ではないですが、先ほど申しあげましたとおり、5回目の審議が11月10日になりますので、その後ということがよろしいかと思います。パレットの日付もどのようになるかが、確定でない段階なので、難しいところなんですけど、直近でいきますと13日か20日か27日かという、そのあたりで開催となるかと思えます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、市民懇談会は2番の形で開催することに決めたいと思いますが、ご意見、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤会長】 ありがとうございます。

最後に、本日決まりました内容について、確認をいたします。

3計画を一体化する。計画期間は29年度から32年度までの4年間とする。

市民懇談会は2番の形で開催する。大体11月ということですね。

以上のように決定しました。

計画の基本的考え方というのは、「計画の位置づけ」というところから書いてありますがけれども、基本理念としては、13ページ、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」ということで、男女共同参画行動計画、DV対策基本計画、女性活躍推進計画、この3つを一緒にして行うということです。

以上のように決定いたしました。

ということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

以上で本日の議題を終了しましたけれども、委員の皆さんから何かございましたら、何でも結構ですからおっしゃってください。

小野寺さん、何か。何でも結構です。

【小野寺委員】 いえ、何も。

【佐藤会長】 瀬上さん、いかがですか。

【瀬上委員】 特にはないです。

【佐藤会長】 濱野さん、いかがですか。

【濱野委員】 特にはありません。

【佐藤会長】 日野さん、いかがですか。

【日野委員】 ちょっと1つだけ。文言の問題なんですけれども、「女性就労支援」って先ほどのワーク・ライフ・バランスのところにありますね。言葉が、ちょっと、意味っていうんですかね、理解しにくい……。何ていったらいいんですかね、「就労」っていうふうにすると、仕事に就くということですよ。なので、してる人を支援しているという意味合いにとるのか、それから、就労することを支援するのかで、ちょっとそのところをもう少し何かいい言葉がないかなと思っておりましたので、一言申しあげました。

【佐藤会長】 そうですね。両方必要ですよ。就労も必要ですし、続けたいという人にどうやったら続けさせるかということも必要だとは。

【日野委員】 どちらにウエイトを置くかっていうことになるかもしれませんが、これだけだとちょっと理解しにくいかなというのがありましたので。よろしく願います。

【佐藤会長】 それじゃあ、事務局、よろしく願います。就労、仕事に就くこ

とを支援するのか、それとも、仕事に就いてる人が長く続けられるように支援するのか、そこら辺をもう少しわかりやすい言葉にということですね。

【日野委員】 あるとありがたいなと思います。

【佐藤会長】 はい、わかりました。

ほかにございませんか。神田委員。

【神田委員】 ありません。

【佐藤会長】 浦野さん。

【浦野委員】 ございません。

【佐藤会長】 分かりました。

4 閉会

【佐藤会長】 それでは、以上をもって本日の審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 了 —